



【第 70 回】 2014 年 4 月 28 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

忘れ去られた「益税」問題

このままでは消費税への信頼が落ちる

消費税率が 8%へと引き上げられたにもかかわらず、従来から言われていた「益税」の問題が、マスコミなどで取り上げられる機会がめっきり少なくなった。しかし「益税」を生む制度は残っており、その金額も増加する。そこで、そうした「益税」を生む制度の適用範囲を縮小していくことが消費税制度の信頼を高めることになる。与党・財務省のさらなる努力を期待したい。

なぜ簡易課税制度で
益税が発生するのか

「益税」とは消費者から預かった消費税の一部が事業者の手元に残ることを言う。現在「益税」という問題を明確に生じさせているのは、**簡易課税制度**と**免税事業者制度**という2つの消費税制度である。

簡易課税制度というのは、2年前の年間課税売上高が5000万円以下の事業者について適用される制度で、法令で定められた「みなし仕入率」を使って売上税額から仕入税額を計算し、それをもとに消費税額を納税する制度である。

この制度は、消費税の本則計算に伴う中小事業者の事務負担に配慮する観点から、簡素な方式による納税額の計算を認める趣旨で設けられたもので、業種ごとに「みなし仕入率」が設定されている。

法令で定められている「みなし仕入率」は、以下のとおりである。

第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業)	80%
第3種事業(製造業等)	70%

第 4 種事業(その他) 60%

第 5 種事業(サービス業等) 50%

これに対して、会計検査院から、実際の課税仕入率とのかい離が大きい業種があるとの指摘を受けた。つまり、実際の仕入率に比べて多い割合で「みなし仕入率」が決められており、そこに「益税」が発生している業種があるという指摘である。

そもそも消費税は、売上にかかる消費税額から仕入れにかかる消費税額を控除して納税する。

例えば、ある小売事業者が、税込みで 3240 万円（税抜きで 3000 万円）の仕入れがあり、税込みで 4320 万円（税抜きで 4000 万円）の売上を行っているとしよう。この事業者は、簡易課税制度の下では、小売業のみなし仕入率である 80%をかけた 3200 万円を仕入額とすることができるので、 $(4000-3200) \times 8\% = 64$ 万円が納税額となる（注）。

この制度を使わずに本則で納税額を計算すると、 $4000 \times 8\% - 3000 \times 8\% = 80$ 万円となるので、この制度のおかげで 80 万円 - 64 万円 = 16 万円低くなり、この部分が事業者の手元に残る「益税」ということになる。

そこで、自民党と公明党は平成 26 年度税制改正大綱で、「みなし仕入率」を厳しくする方向で見直した。

しかし後述する通り、課税当局がいくら適正な「みなし仕入率」を設定したとしても、有利な者だけが適用を受けるとう実態があるため、結果として、甘い「みなし仕入率」となってしまうという問題が残るのである。

(注) 制度上は、「売上税額×みなし仕入率＝みなし仕入税額」となっているが、制度を分かり易く説明する観点から上記計算例とした。

本則と簡易課税制度

どちらが有利かを比較して納税

具体的には、平成 27 (2015) 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、① 金融業及び保険業を第 5 種事業とし、そのみなし仕入率を現行の 60%から 50%へと変更する。② 不動産業をあらたに第 6 種事業とし、その「みなし仕入率を現行の 50%から 40%へと変更する、という内容である。

従来から甘いとの指摘があった分野での「みなし仕入率」の変更は、筆者も、[第 24 回](#)の本欄で取り上げたところであり、評価すべきである。

しかしこの制度にはもっと本質的な問題がある。それは、この制度が、本来の趣旨とかけ離れた形で運用されているということである。

具体的には、多くの適用事業者は、本則で自らの消費税納税額を計算した上で、「みなし仕入率」を使った場合とどちらが有利かを比較して、有利な方で納税しているということである。

そもそも I T の発達で会計ソフト計算は誰でも安価に手に入れることが可能になっている。本則で消費納税額を計算できる事業者は、圧倒的に増えているはずだ。それにもかかわらずこの制度の適用上限は、平成 16（2004）年から変わっていない。

ちなみに消費税課税事業者のうち簡易課税を適用している者は、126 万（平成 24 年度）で、この制度による減収額は 1000 億円程度と試算されている。

本則できちんと消費税額が計算できる事業者が増え、有利な方で納税計算をすることが蔓延しているから、これを防止するために、簡易課税制度の適用上限額（現在 5000 万円）を大幅に引き下げるべきではないか。

諸外国には例のない

特異な免税事業者制度

もう一つ問題は、免税事業者制度（事業者免税点制度）である。この制度は、2 年前の年間課税売上高が 1000 万円以下の事業者について適用されるもので、消費税の納税義務が免除される。

小規模な事業の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられているものである。

問題は、事業者の事務負担や免税事業者が取引から排除されないようにという配慮から、つまり、税額を別記したインボイス制度が採用されていないため、売手が課税事業者か免税事業者か分からないため、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除が認められていることである。

本来なら、免税事業者は消費税を納めていないので、ここから仕入れた事業者は購入者から受け取った消費税の全額を納めるのが筋。免税事業者制度があるために、仕入れた事業者、免税事業者双方に益税が発生する。

免税事業者制度は欧州諸国でも導入されている制度だが、消費税を負担していない業者からの仕入れに仕入税額控除を認める制度は、諸外国に例を見ない我が国に特異な制度であり、確実に「益税」を生み出している。もっとも、免税事業者であっても、その仕入れに際しては消費税を負担していることから、仕入控除される税額のすべてが「益税」というわけではないことにも留意が必要である。

これを是正するには、インボイス制度を導入し、事業者間取引を行う事業者には課税事業者としての対応を求めていくことが正しい姿と筆者は考える。それまでの間は、免税事業者の適用範囲を縮小することが必要ではないか。

ちなみに、免税事業者は、個人を中心に 500 万者を超えるといわれており、この制度による減収額は 2000 億円と推計されている。

消費税率が 10%に引きあれば、この「益税問題」は、ますます大きな問題となり消費税制度の信頼を傷つける。早急に対処することが望ましい。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.